

内閣参質一九七第一号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出政府が平壌に連絡事務所を設置することを北朝鮮に打診したとする報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員有田芳生君提出政府が平壌に連絡事務所を設置することを北朝鮮に打診したとする報道に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

五について

御指摘の「再調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

六について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壌宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現していくというものであり、この方針に変わりはないが、個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

七について

お尋ねの事実はない。

○

○